

# 特定非営利活動法人石西防災研究所 賛助会員規約

この会員規約は（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人石西防災研究所（以下「当法人」という）と、当法人の賛助会員（以下「賛助会員」という）との関係に適用する。

## 第1条（目的）

本規約は、当法人定款第6条第2項の規定により設置する賛助会員について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（賛助会員の定義）

賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動を主に資金的に支援する意思をもつ個人及び団体の会員をいう。

## 第3条（入会）

（1）会員として入会しようとするものは、理事会で別に定める入会申込書（様式1号）を事務局に入会金及び該当年度の年会費と一緒に提出するものとする。

（2）代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（3）入会に際しては、年会費の振込を事務局が確認した日を以て入会の成立とし、事務局は入金確認後、速やかに理事会で別に定める領収証（様式2号）を交付するものとする。

## 第4条（年会費）

年会費は次のように定める。

（1）個人 入会金 なし 年会費 1口3,000円 1口以上

（2）法人 入会金 なし 年会費 1口5,000円 1口以上

## 第5条（会員特典）

賛助会員は様式1号で示す入会申込書に家族構成を記載している場合、賛助会員及び家族構成に書かれている家族が当法人主催の行事に参加する際に会員価格で参加をすることができる。

## 第6条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当するときは、入会を認めない場合がある。

（1）申込書に虚偽の事項を記載したとき。

（2）入会申込者がかつて除名された者であったとき。

（3）年会費について指定期限日を過ぎても未納のとき。

(4) 暴力団または暴力団構成員、もしくは暴力団構成員と密接な関係を有していたとき。

## 第7条（会員資格及び有効期間）

(1) 入会の日から当法人の年度末までとする。

(2) 個人で入会した賛助会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は、失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。

(3) 団体で入会した賛助会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって当法人に通知しなければならない。

(4) 賛助会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

## 第8条（表決権）

総会は、当法人定款に定めるとおり正会員をもって構成し、賛助会員は議決権を有さない。ただし総会に参加すること及び参考意見を提出することはこれを妨げない。

## 第9条（会員情報の変更）

(1) 賛助会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

(2) 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

## 第10条（会員資格の喪失）

賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 本人から退会の申出があったとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

## 第11条（除名）

賛助会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 当法人の定款等に違反したとき。

(2) この会員規約に違反したとき。

(3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。

(4) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(5) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

## **第12条（退会）**

賛助会員は、理事会が別に定める退会届（様式3号）を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

## **第13条（拠出金品の不返還）**

既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、いかなる事情があっても返還しない。

## **第14条（禁止事項）**

賛助会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。

(2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。

(3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。

(4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。

(5) その他、不適切と判断される行為。

## **第15条（損害賠償）**

(1) 賛助会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

(2) 会員資格を喪失した後も、前項の規定は継続されるものとする。

## **第16条（会員規約の変更）**

(1) 当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

(2) 改定された本規約は、施行前に賛助会員に通知することとする。

附則 本規約は2021年8月13日から施行する。